

山梨県公報

第千二百九十九号

平成十四年

六月二十七日

木曜日

目次

告示

平成十四年度中小企業賃金事情調査の実施……………三三九

平成十四年度地籍調査事業計画の決定……………三三九

道路の供用開始……………三四〇

公告

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)……………三四〇

土地改良区役員の退任及び就任……………三四一

公安委員会

遊技機の型式の検定……………三四一

正誤

平成十四年三月三十一日付け号外第二十四号中……………三四三

告示

山梨県告示第二百七十三号

平成十四年度中小企業賃金事情調査を次のとおり実施するので、山梨県統計調査条例(昭和二十七年山梨県条例第十一号)第三条の規定により、告示する。
平成十四年六月二十七日

山梨県知事 天野 建

一 調査の目的

県内の民間企業に働く労働者の賃金等の実態を明らかにし、これを労使関係者の参考資料として提供することにより、合理的な賃金管理及び労使関係の安定を図ることを目的とする。

二 調査事項

1 初任給

- (一) 平成十四年新規学卒者の確定初任給
- (二) 平成十五年新規学卒者の初任給見込額

2 平均賃金

各事業所から従業員を抽出し、次の事項について調査する。

年齢

勤続年数

扶養家族数

(一) 平成十四年七月支給分の所定内賃金及び所定外賃金

(二) 平成十四年七月支給分の所定内賃金及び所定外賃金の根拠となった労働時間

3 事業所の現況

(一) 常用労働者数

(二) 労働組合の有無

(三) 定年制の有無及び定年年齢

(四) 週休制の形態

三 調査の範囲

1 調査地域

山梨県全域

2 調査対象

県内の従業員数十人以上の事業所から無作為に抽出した八百五十事業所

四 調査の期日

平成十四年七月三十一日を調査基準日とし、同年八月一日から同月三十一日までを調査期間とする。

五 調査の方法

自計式調査とし、調査票の配布及び回収は、郵送により行う。

山梨県告示第二百七十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により平成十四年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。
平成十四年六月二十七日

山梨県知事 天野 建

一 調査を行う者の名称

甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、牧丘町、三富村、石和町、八代町、芦川村、上九一色村、市川大門町、下部町、中富町、身延町、富沢町、敷島町、秋山村、道志村、忍野村、山中湖村及び河口湖町

二 調査地域

甲府市池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、荒川一丁目及び荒川二丁目、富士吉

土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、船津土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
 平成十四年六月二十七日

山梨県知事 天野 建

| 役職名 | 氏名 | 住 所 | 退任年月日 |
|-----|-------|-----------------|-------------|
| 理事 | 渡辺森太郎 | 南都留郡河口湖町船津一〇一番地 | 平成十四年三月三十一日 |
| 同 | 梶原 亀雄 | 同 三四八〇番地一 | 同 |
| 同 | 中村 増雄 | 同 九四四番地 | 同 |
| 同 | 小佐野義夫 | 同 一七五番地一 | 同 |
| 同 | 渡辺 篤正 | 同 九七五番地 | 同 |
| 同 | 渡辺 松七 | 同 七七二番地 | 同 |
| 同 | 梶原 松次 | 同 三五一〇番地 | 同 |
| 同 | 井出庄一郎 | 同 一四四八番地 | 同 |
| 同 | 渡辺 武彦 | 同 二二六五番地一 | 同 |
| 同 | 梶原亥之雄 | 同 三七九六番地 | 同 |
| 同 | 井出 總一 | 同 浅川一七四番地一 | 同 |
| 同 | 白壁 賢一 | 同 船津一五〇五番地 | 同 |
| 監事 | 小佐野弘士 | 同 四〇一〇番地 | 同 |
| 同 | 渡辺 弥八 | 同 二二〇八番地 | 同 |
| 同 | 小川 清治 | 同 九六一番地三 | 同 |

二 就任

| 役職名 | 氏名 | 住 所 | 就任年月日 |
|-----|-------|-------------------|-----------|
| 理事 | 梶原 亀雄 | 南都留郡河口湖町船津三四八〇番地一 | 平成十四年四月一日 |
| 同 | 渡辺 弥八 | 同 二二〇八番地二 | 同 |

| | | | | |
|----|-------|---|---------|---|
| 同 | 小佐野義夫 | 同 | 一七五番地一 | 同 |
| 同 | 渡辺 篤正 | 同 | 九七五番地 | 同 |
| 同 | 井出 功 | 同 | 九九八番地 | 同 |
| 同 | 内藤 滝雄 | 同 | 一四五三番地一 | 同 |
| 同 | 梶原 努 | 同 | 三四六八番地 | 同 |
| 同 | 渡辺 武彦 | 同 | 二二六五番地一 | 同 |
| 同 | 梶原亥之雄 | 同 | 三七九六番地 | 同 |
| 同 | 小佐野常夫 | 同 | 三四九九番地二 | 同 |
| 同 | 小川 清治 | 同 | 九六一番地三 | 同 |
| 同 | 白壁 賢一 | 同 | 一五〇五番地 | 同 |
| 監事 | 渡辺利伊智 | 同 | 五一五番地一 | 同 |
| 同 | 小佐野弘士 | 同 | 四〇一〇番地 | 同 |
| 同 | 井出 隆 | 同 | 三八二番地 | 同 |

公安委員会

遊技機の型式の検定
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年六月二十六日までとする。
 平成十四年六月二十七日

山梨県公安委員会
 委員長 古屋 忠彦

| 申請者氏名又は名称及び住所 | 遊技機の種類及び区分 | 型式の概要 | 製造業者又は輸入者名 | 検定番号 |
|---------------|------------|-------|------------|------|
| | | | | |

正 誤

| | | | | |
|---|--|-------------------------|-----------------------|--------|
| 株式会社ニユーギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町 三丁目五六番地 | ぱちんこ遊技 機則第六条第 一号イ(別表 第一種特別電 動役物) | C R ドラ えんま M | 株式会社 ニユーギ ン | 二〇〇二九七 |
| タイヨーエレクトク株式会社 代表取締役 濱岡洋平 愛知県名古屋市区見寄町一 二五番地 | ぱちんこ遊技 機則第六条第 一号イ(別表 第一種特別電 動役物) | C R 火事 場の口ボ ちから V | タイヨー エレクトク 株式会社 | 二〇〇二五九 |
| タイヨーエレクトク株式会社 代表取締役 濱岡洋平 愛知県名古屋市区見寄町一 二五番地 | ぱちんこ遊技 機則第六条第 一号イ(別表 第一種特別電 動役物) | C R 演歌 道 V | タイヨー エレクトク 株式会社 | 二〇〇二八九 |

| | | | | |
|-----|---|---|---|---|
| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---|---|---|---|

平成十四年三月三十一日山梨県条例第二十九号(山梨県県税条例の一部を改正する
 条例)

| | | | |
|---|----|-----|-------|
| 三 | 下七 | 第 号 | 第七十八号 |
|---|----|-----|-------|

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番